証明書コンビニ交付サービスを開始します

令和5年10月26日 京丹後市役所

令和5年11月1日から、全国のコンビニエンスストア約55,000店舗に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)で、マイナンバーカードを使用して住民票などの証明書が取得できるサービスを開始します。これにより、市役所窓口の閉庁時においても、必要なときにいつでも最寄りのコンビニエンスストアで証明書を取得いただけるようになります。

【コンビニ交付サービスの概要】

取得できる証明書	住民票の写し、印鑑登録証明書
利用場所	マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストア
利用時間	午前 6 時 30 分から午後 11 時まで ※年末年始(12 月 29 日~1 月 3 日)およびシステムメンテナンス時を除く。
必要なもの	マイナンバーカード、交付手数料(1 通 300 円) ※利用者証明用電子証明書の数字 4 桁の暗証番号が必要です

※コンビニエンスストアが近くにない場合などは、スマートフォンから証明書が申請できる 「スマート申請システム」を利用することが可能です。

